第四条の次に次の一条を加える。

（国内事業所等に関する所得税法等の特例）

第四条の二　外国居住者等については、所得税法第二条第一項第八号の四及び法人税法第二条第十二号の十九中「次に掲げるものを」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二条第六号（定義）に規定する国内事業所等を」として、所得税法その他所得税に関する法令の規定又は法人税法その他法人税に関する法令の規定及びこの章の規定を適用する。

第七条第一項第一号を削り、同項第二号中「並びに国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「並びに国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第四号とし、同条第九項第二号中「昭和三十七年法律第百四十四号。」を削り、同条第二十一項及び第二十二項中「に該当する恒久的施設」及び「当該恒久的施設に帰せられるべきものに限る。」」を削り、「の恒久的施設」を「の国内事業所等」に改め、同条第二十三項中「に該当する恒久的施設」を削り、「恒久的施設の」を「国内事業所等の」に改める。

第十条第一項中「に該当する恒久的施設」を削り、「と恒久的施設」を「と国内事業所等」に改める。

第二十条第一項中「に該当する恒久的施設以外の恒久的施設」を削り、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、同条第二項中「、第二条第六号イに掲げる国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同条第三項中「及び第二条第六号イに掲げる国内事業所等に帰せられるもの」を削る。

第三十一条第二項及び第四項中「に該当する恒久的施設」を削る。

第三十七条第一項中「恒久的施設（」及び「に該当するものに限る。以下この項において「特定恒久的施設」という。）」を削り、「と特定恒久的施設」を「と国内事業所等」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項、第四項及び第六項中「第百四十四条の二」を「第百四十四条の二の三」に改める。

第八条の二第二号中「この条」を「この項」に改め、同条第三号中「この条」を「この項」に改め、「とき」の下に「（事後に次項の規定による同意を得て使用されるときを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　財務大臣は、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等に係る相手国等税務当局からの要請があつたときは、前項の規定により提供した情報を当該要請に係る当該租税条約等の相手国等の刑事事件（当該相手国等の租税に関する刑事事件その他当該相手国等税務当局が調査を行う犯則事件を除く。以下この項において同じ。）の捜査又は審判（以下この項において「捜査等」という。）に使用することについて同意をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二　当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三　当該同意をすることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3　財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を受けなければならない。

第九条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条の二、第十条の三第一項及び第十条の三の三中「第八条の二」を「第八条の二第一項」に改める。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中「一部の納付」を「納付」に、「一部の任意提供」を「任意提供」に改め、「提供をいう」の下に「。第八十九条の三第二項第一号（換価執行決定の取消し）において同じ」を加え、

第九十条第三項後段	ときにおいても、また同様とする	ときは、その間は、当該国分による財産とができない
第八十九条の三第二項第一号	納付、充当、更正の一部の取消し	任意提供
第九十条第三項後段	ときにおいても、また同様とする	ときは、その間は、当該国分による財産とができない

を

訴訟の係属する税につき滞納処の換価をするこ

に改め、「。第百五十九条第一項」の下に「（保全差押え）」を加える。

訴訟の係属する税につき滞納処の換価をするこ

（租税特別措置法の一部改正）

第十五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九」に、「第四十一条の四」を「第四十一条の三の三」に、「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に、「第七節　景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）」を「第六節の二　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例（第六十六条の三）　第七節　景気調整のための課税の特例（第六十六条の二の二）」に、「第二十節　削除」を「第二十節　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例（第六十八条の八十六）」に、「第六十八条の百十一」を「第六十八条の百十二」に改める。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　一般利子等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する所得税法第九十三条及び第百六十五条の五の三の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配（一般利子等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）」と、「同項に」とあるのは「第百七十六条第三項に」と、同法第百六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配（一般利子等を除く。以下この項において同じ。）」と、「同項に」とあるのは「同条第三項に」とする。

第四条の五第六項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。